

論点に対する回答

分 野	地方公共団体のデジタル化
省 庁 名	厚生労働省
論 点	<p>「マイナンバー制度を活用した国家資格に係る諸申請手続の改善」分野における手続のデジタル化について、以下の点を御説明願います。</p> <p>① 厚生労働省において検討しているデジタル化の概要（対象手続、スケジュールなどを含む）を御説明願います。その際には、概算要求の内容についても御説明ください（手続の業務やデータの流れが分かるポンチ絵の添付をお願いします）。</p> <p>② デジタル化に当たっては、最新のデジタル技術を前提に、事業者等の意見も踏まえ、制度の趣旨に立ち返っての制度及び業務の見直しを徹底することが求められるが、こうした BPR の観点から想定される課題、及び、それらを検討するための体制等について、御説明ください。その際には、少なくとも、添付書類の削減（バックオフィス連携による削減を含む。）について言及願います。</p> <p>③ 利用者目線で使い勝手の良いシステムとする観点からは、以下のような取組が不可欠と考えられます。それぞれの取組について、厚生労働省の方針を御説明ください。</p> <p>ア：エンドツーエンドでのデジタル化を図るとともに、相互に関連性のある複数の手続について、一つのオンラインシステムとして構築する等の措置が必要である。検討中のデジタル化が、こうした要請にこたえるものとなっているか。例えば、対象とする国家資格の範囲をできるだけ幅広くできないか。また、他省庁所管の国家資格への横展開は視野に入っているか。</p> <p>イ：現時点で把握している事業者や地方公共団体等の要望は</p>

あるか。また、今後、利用者のニーズ等を把握するために、事業者や地方公共団体等の意見をどのように聴取していくことを予定しているか。

ウ：地方公共団体と事業者との間のインターフェイス（申請項目、様式、形式面での指導内容等）の標準化を進める必要がある。

- ・ 地方独自の運用（申請項目、様式、添付書類等）等現時点で厚生労働省において把握している課題
- ・ 今後の標準化の取組の予定（地方独自の運用をどのように把握し、どのように標準化を進めていくか）

について御説明ください。

エ：使い勝手の良い認証の仕組の導入、外部連携機能（API）の整備等を推進すべきと考えるが、検討状況はいかがか。

④ その他、想定される課題があれば、御説明ください。

【回 答】

①

○検討の趣旨

令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下、「基本計画」という。）において、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討し、必要に応じて共通機能をクラウド上に構築することとされていること、

基本計画において、地域における看護や介護等の担い手の確保などの観点から、ITを活用した有資格者等の掘り起こしについて検討することとされていること

を受け、社会保障に係る資格取得者の利便性の向上とともに、人材確保が課題となっている資格における効果的な人材確保策の展開に資するよう、社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用について検討を実施。

○検討対象

検討対象は、厚生労働省において所管する資格のうち、社会保障の給付や手続に関わる 31 資格

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、臨床検査技師、臨床工学技士、診療放射線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、救急救命士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士、栄養士、保育士、介護支援専門員、社会保険労務士、

○対象となる手続

(1) マイナンバーの登録とマイナンバーの連携による添付書類の省略、登録原簿の適正な管理

- ・ 資格の登録時にマイナンバーを登録
- ・ マイナンバー連携により確認できる住民票、戸籍抄本の写しの提出を省略
- ・ 記載事項の変更や死亡時の届出がなされていない事例について、マイナンバー連携により定期的に把握し、届出の勧奨（記載事項変更）や職権での登録抹消を実施

(2) マイナンバーカードの本人認証機能の活用による各種申請のオンライン化

- ・ 資格の登録時や登録事項の変更時の申請をマイナポータルでオンライン化

(3) マイナポータルを活用した資格所持者であることの提示

- ・ 資格所有者であることをマイナンバーカードの本人認証を活用して提示可能とする

(4) 人材確保への活用

- ・ 人材確保が課題となっている資格について、就業者の定期的あるいは離職時に行うこととなっている届出のデータと連携させることで、効果的な就業支援を展開。

○スケジュール

厚生労働省において、「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」を開催中。年内に実施内容や法改正が必要となる事項

を整理し、次期通常国会において、番号法等の所要の改正法案を提出予定。
(マイナンバーと戸籍情報の連携が令和5年度から開始される予定であることを踏まえ、令和6年度からの施行を念頭。)

○概算要求

令和6年度からの施行を念頭においているため、来年度予算の概算要求において直接関連するものはないが、このプロジェクトは内閣官房 IT 総合戦略室で検討中の政府共通プラットフォームである「国家資格管理システム」(仮称)の構築を前提としており、この構築のための準備経費を内閣官房 IT 総合戦略室において要求。

②

前述のとおり。

③

ア 対象資格については、現在マイナンバーの活用範囲が税、社会保障、災害関係の事務とされていることを踏まえて、社会保障の給付や手続に関する資格を検討の対象範囲に設定。なお、対象範囲については、広く国家資格一般を対象としていく構想が内閣官房 IT 総合戦略室により描かれており、今回の検討は先行事例として位置づけられていると認識。

イ 利用者のニーズ等については、「社会保障に係る資格におけるマイナンバー制度利活用に関する検討会」における議論や、検討の対象となる31資格に対して行う意向調査を通じて把握。

ウ、エ 現時点での検討は、マイナンバー連携とそれに伴う各資格法の規定の整備段階であり、システムの具体的な整備に関しては法改正後に進められることとなるが、ご指摘の点については、政府共通のプラットフォームである「国家資格管理システム」(仮称)の構築の中で整理されていくものと認識。

④

特になし。